

基準 20 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。
 - (1) ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準 19、第 1、第 1 項第 1 号の規定の例によること。
 - (2) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法に適合するものであること。
 - (3) 選択弁は、基準 19、第 1、第 1 項第 3 号の規定の例によること。
 - (4) 容器弁の開放装置は、基準 19、第 1、第 1 項第 4 号の規定の例によること。
 - (5) 配管等は、基準 19、第 1、第 1 項第 5 号アの規定の例によること。
 - (6) 防護区画の構造等は、次によること。
 - ア 基準 19、第 1、第 1 項第 6 号ア（ア）、イ及びハロン 1301 を放射するものは（ク）を除く。）の規定の例によること。
 - イ 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◆
 - ウ HFC-23、HFC-227ea 又は FK5-1-12 を放射する防護区画には、第 20-1 式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。
第 20-1 式
$$A = K \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$
A : 避圧口面積 (cm²)
K : 消火剤による定数 (HFC-23 : 2730 HFC-227ea : 1120 FK5-1-12 : 580)
Q : 噴霧ヘッドからの最大流量 (kg/10sec)
P : 許容区画内圧力 (Pa)
 ΔP : ダクト等の圧力損失 (Pa)
 - エ 規則第 20 条第 4 項第 16 の 3 号に規定する「過度の温度低下を防止するための措置」は、防護区画内の温度が 0°C を下回るおそれのある防護区画に講じること。
 - (7) 制御盤は、基準 19、第 1、第 1 項第 7 号の規定の例によること。
 - (8) 火災表示盤は、基準 19、第 1、第 1 項第 8 号の規定の例によること。
 - (9) 起動装置は、基準 19、第 1、第 1 項第 9 号（エイを除く。）の規定の例によること。
 - (10) 音響警報装置は、基準 19、第 1、第 1 項第 10 号の規定の例によること。
 - (11) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、基準 19、第 1、第 1 項第 12 号ア及びイ（イのただし書きを除く。）の規定の例によること。ただし、自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の 1% 以上とすることができる。
 - (12) 保安のための措置は、基準 19、第 1、第 1 項第 13 号の規定の例によること。
 - (13) 非常電源の容量は、基準 19、第 1、第 1 項第 15 号の規定の例によること。
 - (14) 標識等は、基準 39 によること。